参考資料９　病性鑑定材料送付に係る手続き

病鑑から動物衛生研究所への材料送付は、以下のとおり行うこととする。

１　材料の送付

病鑑における病性鑑定の結果、A型インフルエンザウイルスを疑うウイルスが分離された場合、病鑑は、分離されたウイルス又は遺伝子増幅産物を指針別記２の記載事項に留意しつつ動物衛生研究所に送付する。この場合には、病性鑑定依頼書（指針様式５）及び現地調査票（様式２）を添付する。

２　連絡

（１）病鑑は、畜産課に対し、動物衛生研究所に材料を送付する旨を連絡するとともに、現地調査票（様式２）をファクシミリ又は電子メールにて送付する。

（２）畜産課は、動物衛生課に対し動物衛生研究所に材料を送付する旨を連絡するとともに、現地調査票（様式２）をファクシミリ又は電子メールにて送付する。

３　病性鑑定材料の送付に係る取扱い

（１）高病原性鳥インフルエンザ等の病性鑑定材料を航空機によって搬送する場合は、航空法（昭和２７年法律第２３１号）第８６条、航空法施行規則（昭和２７年運輸省令第５６号）第１９４条及び関係告示等による規制を受けるため、旅客手荷物としての搬送はできない。

（２）ただし、航空貨物としての搬送は可能であるため、搬送は航空貨物扱いとして実施する。

（３）病性鑑定材料は５０ｍｌ又は５０ｇまでとし、診断標本（病毒を移しやすい物質：人体に対し伝染性があるもの、動物に対し伝染性があるもの）として搬送すること。

４　搬送の方法

（１）搬送の手続

病性鑑定材料は、航空貨物として搬送し、東京事務所職員（以下「東京事務所」という。）が東京国際空港で受け取り、動物衛生研究所（つくば市）に搬入する。

病鑑は、出発便の調整を行った後、畜産課に連絡する。

イ　畜産課は、東京事務所に出発便を連絡し、受取職員の調整を行う。

ウ　病鑑は、６の（２）の病性鑑定材料輸送容器を、直接航空会社の航空貨物に申し込む。

注）貨物地区には入場ゲートより進入。入口で身分証を提示する。

この場合、全日本空輸（ＡＮＡ）又は日本航空（ＪＡＬ）の松山空港事務所貨物担当責任者にあらかじめ電話で確認を取った後、航空会社の貨物受付に出発便の９０分前まで（機長へ搭載許可を得るための説明をする必要があるため。）に出向き、航空会社の所定国内貨物運送状及び危険物貨物（除く放射性物質）申告書に記入する等の手続を行う。

料金は現金で支払い、領収書を受領する。

（松山空港における配置図）

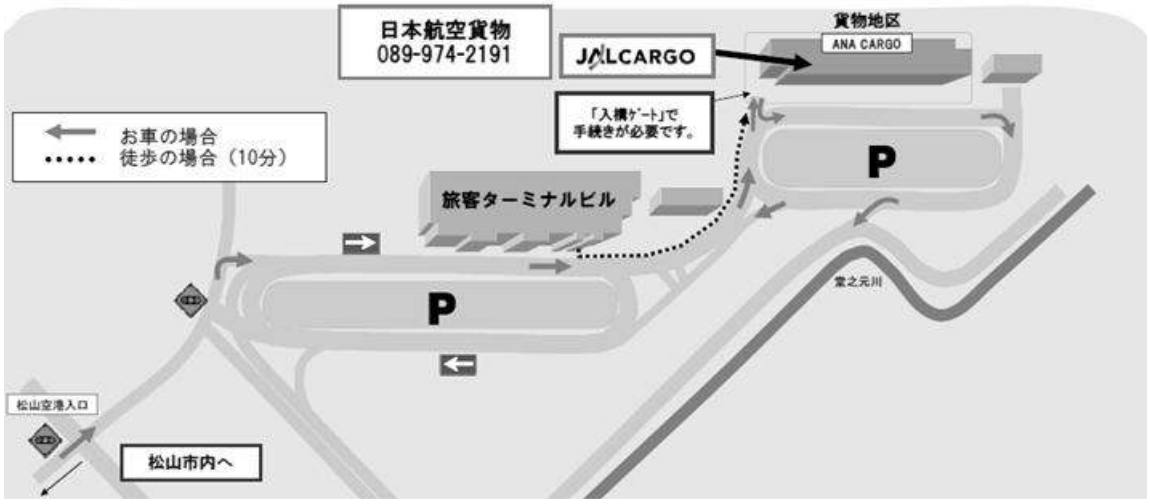

（２）空港到着後の手続

東京事務所は、東京国際空港西貨物ターミナルに病性鑑定材料を受け取りに行く。

なお、東京国際空港での受け取りには機体到着から搬出まで少々時間が必要（６０分～９０分）。また、国内貨物カウンターまでのアクセスが良好でない（徒歩で１５分、タクシーで５分程度の距離）。

（羽田空港における配置図）

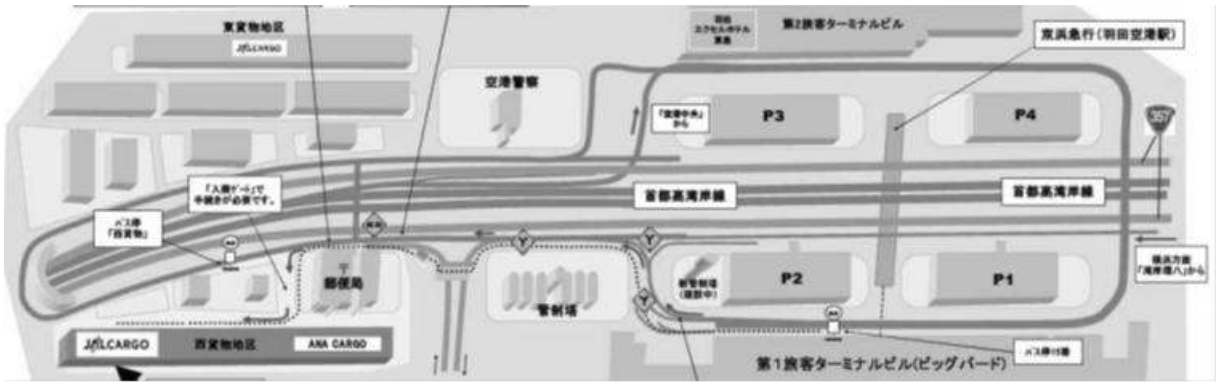

（３）動物衛生研究所までの搬送

東京事務所は、貨物受付（ＡＮＡ又はＪＡＬ）に行き、危険物受取を申し出て手続きを行い、受取後、動物衛生研究所に搬送する。

注）西貨物ターミナルへは西１号入口より進入。入口で身分証を提示する。

５ 主要連絡先

株式会社ＡＮＡエアサービス松山　TEL：089-973-0622　FAX：089-972-4469

全日空貨物（羽田空港）　TEL：03-5757-5652

西鉄エアサービス株式会社　空港事業部　松山空港所（ＪＡＬ）

TEL：089-946-6055　FAX：089-946-6056

日本航空国内貨物（羽田空港）　TEL：03-5757-3105

6 病性鑑定材料輸送容器（取扱説明書）

（1）輸送容器

病性鑑定材料輸送容器を使用する前に、必ず取扱説明書を精読の上、輸送容器のセット容器を確認すること。不足なものがあると病性鑑定材料が輸送できなくなる場合がある。

PATHOPAK（パソパック）　商品説明書

株式会社スギヤマゲン

<注意事項>

- 二次容器の中にドライアイス等の昇華するものや、揮発性のものを入れないで下さい。
- 感染性物質、臨床検体の輸送に係る各種法令・規則、ガイドライン、輸送を委託する運送業者の指示に従って梱包･及び輸送を行なって下さい。
- UN　4GU／CLASS6.2 の認証は商品出荷時の状態で受けています。複数回使用して、外観上破損、変形が見られるような傷んだ容器、劣化した容器はご使用にならないで下さい。

<包装手順>

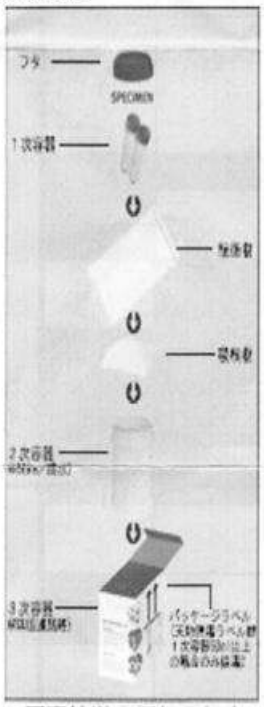

国際輸送の梱包の仕方

① 試験管、シャーレなどの一次容器（検体・感染性物質を直接収納する容器）は防漏型の耐水性のものを使用して下さい。また、一次容器は、ガラス、金属、又はプラスチック製のものをご使用下さい。
② 一次容器を、吸収材を入れた緩衝材兼用のバブルラップ・パウチ袋に収納します。
③ 一次容器と二次容器の間には内容物を全て吸収するに足る吸収材を入れて下さい（付属の吸収材は 50ml 分の液体を吸収します）。
④ 二次容器内で一次容器が移動しないように、緩衝材で一次容器の隙間を埋めるようにして下さい。一次容器を複数収納する場合、一次容器間の接触がないように個々に包装、又は分離して包装して下さい。二次容器のスクリューキャップ式のフタを、時計回転方向にそれ以上回せなくなる迄、しっかり締めて下さい。
⑤ 二次容器を外装容器に収納します。検体情報・記録は、二次容器と外装容器の間に入れて下さい。フタを閉じ、セキュリティ用シールで封緘します。
⑥ カテゴリーA（UN2814／2900）、第 1～4 種の病原体等を収納する場合はバイオハザード・マークのラベルを外装容器の菱形のワクに合わせて貼り、「UN2814（または 2900）」と明記します（但し、1L 容器の場合。2L、3L 容器については、箱にバイオハザード・マークが印刷されている）。その他に、外装容器表面に、荷送人の氏名又は名称及び住所、荷受人の氏名又は名称及び住所、責任者の氏名又は名称及び電話番号を明記します。
⑦ 保冷のため、ドライアイスや蓄冷剤を使用する必要がある場合は、外装容器ごと断熱性のオーバーパックに収納し、外装容器の外側にドライアイス、蓄冷剤を入れて下さい。

オーバーパックの表面には外装容器と同じ表示・ラベル貼付を行い、更に「オーバーパック（OVERPACK）」という文言と、ドライアイスを使用する場合はドライアイス用の危険物表示ラベル（UN1845）を表示する必要があります。必要な表示・ラベルの付いたパソパック専用保冷容器「バイオサーモ」のご使用をお勧めします。（バイオサーモには温度保持に関するデータを添付可能です。）

<商品構成>

1．二次容器	耐漏洩ポリプロピレン容器、Oﾘﾝｸﾞﾌﾀ付
2．外装容器	IATA（空輸）／ADR（陸上）準拠を印刷、ﾌｧｲﾊﾞｰﾎﾞｰﾄﾞ製
3．吸収材	50ml の吸収性能を持つ
4．ﾊﾞﾌﾞﾙﾗｯﾌﾟ・ﾊﾟｳﾁ袋	緩衝材兼用
5．感染性分類表示ラベル	1L 容器：ﾊﾞｲｵﾊｻﾞｰﾄﾞ・ﾗﾍﾞﾙ、2・3L 容器：UN3373 ﾗﾍﾞﾙ
6．セキュリティ用シール	外装容器ﾌﾀ封緘用ｼｰﾙ

<製品に関するお問い合わせ先>
株式会社スギヤマゲン
東京都文京区本郷2－34－9
電話番号　03－3814－0285
ﾌｧｯｸｽ番号　03－3815－3045
Eメール　mail@sugiyama-gen.co.jp

病毒を移しやすい物質 輸送申告書 兼 チェックリスト

下記申告内容は全て正確であり、航空法、関連規則に従って行われています。

項目	申告内容 F－DG 6710	書類 チェック欄	貨物 チェック欄
品名、国連番号 （右欄　該当する方にレ を記入。）	□ UN 2814 （病毒を移しやすい物質 － 人体に対し伝染性があるもの） □ UN 2900 （病毒を移しやすい物質 － 動物に対し伝染性があるもの）		
分類、区分	6. 2 （病毒を移しやすい物質＝RIS）		
ドライアイスの有無 （右欄　選択）	□ ドライアイス あり ⇒ 別紙に詳細記入 □ ドライアイス なし		
ラベル	病毒を移しやすい物質ラベル P 天地無用ラベル ↑↑		
包装等級	該当なし		
容器及び包装等	602		
内装容器　等	物質は防水性の容器に収納して密封し、当該容器を吸収材または緩衝材で保護して、更に防水性の中間容器に収納。		
外装容器 （右欄　材質および形状を記入。）	（　　）製の（　　） 各辺とも 10cm 以上である。		
外装容器１個当りの内容量、等	（　　） （液体の場合は50ml、固体の場合は50gが限度。）		
外装容器に記載された表示等 （記載内容をそのまま右欄に転記）	UN / CLASS 6.2 /		
個数	上記の包装物が（　　）個		
事故時の緊急連絡先			
荷送人の住所、氏名、電話番号			
受取人の住所、氏名、電話番号			
貨物の状態	□良好 □その他（　　）		
貨物運送状番号	J－（　　）		

荷送業務実施部門の組織名、責任者名、電話番号	受託確認者、時間

（２）病性鑑定材料の包装

病原体を含む病性鑑定材料の包装は、使用する国連規格容器の取扱説明書に基づき３重包装を行う。また、輸送途中で破損や漏えい等の事故が起きないように適切に収容し、包装責任者によるチェックを実施する。

ア　１次容器

病性鑑定材料はプラスチックチューブ等に入れ、シールを行い確実に密封する。

イ　２次容器

緩衝材を入れた２次容器に１次容器を入れる。２次容器にドライアイスを入れると、輸送途中で容器が破裂（爆発）する可能性があるため入れてはならない。２次容器は必要に応じて、密封剤等で密封する。

ウ　３次容器

２次容器を３次容器に入れ、保冷剤もしくはドライアイスをセットする。ドライアイスを入れる場合には３次容器は密封してはならない。

エ　外部包装（オーバーパック）

下記様式により品名および差出人等を記載した書類を見やすいところに貼付する。

品　名：家きんの組織等「危険物」　※１
国連番号：
差出人　：
自治体名：
検査所名：
住　　所：
電話番号：
資　　格：家畜防疫員（獣医師）
氏　　名：
ドライアイス○○ｋｇ在中　※２
※１：朱記すること。
※２：ドライアイスを入れて送付する場合は朱記すること。

オ　マーキング・ラベリング

必要に応じて、輸送許容物件表示ラベル（分類番号：６．２）　およびドライアイス表示（輸送許容物表示ラベル：分類番号９）を貼付する。

（ア）マーキング

外装に以下の項目を記載。

ａ　品目名・国連番号

〈HPAI〉infectious substance affecting animals　・　UN 2814

ｂ　荷送人住所・氏名･連絡先

愛媛県伊予郡松前町昌農内 641
家畜病性鑑定所
病鑑　太郎
089-984-1220

ｃ　荷受人住所・氏名･連絡先

茨城県つくば市観音台 3-1-5

動物衛生研究所
029-838-7880

d　荷送責任者の氏名・連絡先
病鑑　太郎
089-984-1220

e　オーバーパックの表記

（イ）ラベリング
外装に以下のラベルを貼付

a　輸送許容物件表示ラベル６．２（病毒をうつしやすい物質）

b　輸送許容物件表示ラベル９（ドライアイス使用の場合）
９の番号上部にドライアイス○○kg と記載

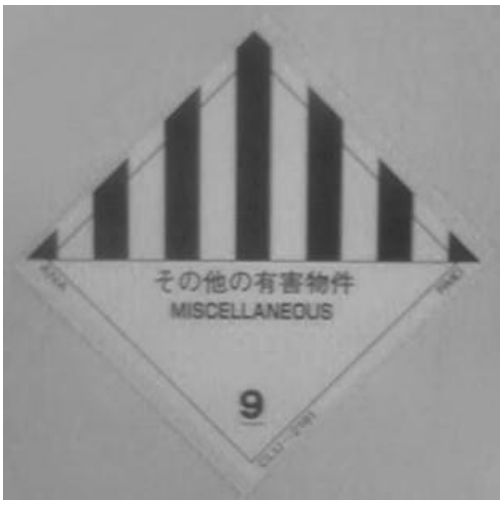

７　その他注意事項

動物と食品が混載される場合は、次便になる可能性がある。